

特別養護老人ホームゆずの里 重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(松山市指定 第 号)

当事業所はご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方はご相談下さい。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 緊急時における対応方法について.....	8
6. 非常災害対策について.....	8
7. 苦情の受付について.....	9
8. 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）	9
9. 第三者評価について.....	10
10. 身体拘束等について.....	10
11. 虐待防止について.....	10
12. その他.....	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人みかん会
(2) 法人所在地 愛媛県松山市星岡五丁目 9 番 25 号
(3) 電話番号 089-968-1992
(4) 代表者氏名 理事長 宮脇 敬
(5) 設立年月 平成 28 年 6 月 20 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
令和 6 年 3 月 1 日
松山市指定 第 3870113531 号
※当事業所は特別養護老人ホームゆずの里に併設されています。

- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自律的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームゆずの里（併設空床型）
- (4) 事業所の所在地 愛媛県星岡五丁目9番25号
- (5) 電話番号 089-968-1992
- (6) 管理者氏名 松本 祐樹
- (7) 事業所の運営方針 ① 事業所は、ご利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」といいます。）ごとにおいて（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、居宅における生活の延長線上となるよう配慮しながら、ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指します。
 ② 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
 ③ 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」といいます。）、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (8) 開設年月 令和6年3月1日
- (9) 営業日 年中無休
- (10) ユニット数及びユニットごとの利用定員
 ユニット数：6
 ユニット名：
 かに座ユニット / 10名
 おとめ座ユニット / 10名
 おひつじ座ユニット / 10名
 てんびん座ユニット / 10名
 みずがめ座ユニット / 10名
 うお座ユニット / 10名

※併設する介護老人福祉施設の入居定員は上記のようになっており、空床がある場合に、その空床を利用します。

- (11) 居室等の概要 事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	60室	洗面・便所各室にあり
共同生活室	6室	ユニットに1室
浴室	7室	一般浴槽6台、機械浴槽1台
医務室	1室	診療所
調理室	1室	
洗濯室	3室	2ユニットに対して1か所

汚物処理室	3室	2ユニットに対して1か所
介護材料室	3室	2ユニットに対して1か所

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、その可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。併設の特別養護老人ホームと一体的に運営しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。 ※（ ）は兼務

職種	人数 ※（ ）兼務	備考
管理者	1 (1)	生活相談員を兼務
生活相談員	2 (2)	管理者兼務1名 介護職員兼務1名
介護職員	43 (10)	介護支援専門員兼務1名 生活相談員兼務1名 看護職員兼務7名 事務員兼務1名
看護職員	9 (7)	介護職員兼務7名
介護支援専門員	1 (1)	介護職員を兼務
機能訓練指導員	2	
医師	1 (非常勤嘱託)	
栄養士	2	
調理員	7	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	
管理者	8:30～17:30 他	
医師	月2回	木曜日の午後
介護職員	早出 :	7:00～16:00
看護職員	日勤 :	8:30～17:30
	遅出 :	10:00～19:00
	夜勤 :	16:30～翌9:30 他
その他の職員	日勤 :	8:30～17:30 他

〈職員の職務内容〉

(1) 管理者

事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。

(2) 生活相談員・介護支援専門員

サービス利用の申し込みに係る調整、生活相談及び援助、行事等の企画立案・実施に関する業務に従事します。

(3) 介護職員

ご利用者の日常生活上の世話又は支援等に従事します。

(4) 看護職員

医師の指示に基づきご利用者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に従事します。

(5) 機能訓練指導員

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その機能減退を防止するための訓練に従事します。

(6) 医師

ご利用者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療の業務に従事します。

(7) 栄養士

給食管理、ご利用者の栄養管理に従事します。また、調理員の指導等、食事業務全般並びに栄養指導に従事します。

(8) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事します。

4. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、ご利用者の負担割合に応じて利用料金の9割から7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事介助（但し、食費（食材料費及び調理費）は介護保険外にて別途いただきます。）

- ・ご利用者の自立支援のため離床してユニットの共同生活室で食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご利用者の状況に応じて、美味しく、快適に摂取できるよう、お手伝い致します。
- ・食事の提供時間や場所については、ご利用者の希望に沿うように努めます。

②入浴介助

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりのご利用者も機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄介助

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・可能な限り、トイレでの排泄を援助します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤相談援助

- ・事業者は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑥健康管理

- ・事業所の医師又は看護職員は、常にご利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・水分摂取を促し脱水を予防し、活気ある生活を支援します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。）

【1】 サービス基本料金（自己負担が1割負担の場合）※1日につき

	要支援1	要支援2
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	5,290円	6,560円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,761円	5,904円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	529円	656円

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,336円	6,948円	7,623円	8,262円	8,883円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	704円	772円	847円	918円	987円

※連続して30日を超えて利用した場合、31日目より1日につき30円減額します。

※連続しての利用が60日を超えた場合は介護福祉施設サービス費と同等の金額に減額されます。

【2】 サービス基本料金のほか、事業所の職員配置等により下記の料金が加算されます。

(1割負担の場合)

看護体制加算（I）	4 円／日	①常勤の看護師が 1 名以上配置されている場合
看護体制加算（II）	8 円／日	看護職員が常勤換算で特別養護老人ホームの入居者数と空床利用の短期入所生活介護の利用者数を合算した数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上、かつ特別養護老人ホームに配置すべき看護職員の数に 1 を加えた数以上配置され、かつ当該事業所か病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員と 24 時間の連絡体制を確保している場合
夜勤職員配置加算（II）	18 円／日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を 1 以上上回っている場合
サービス提供体制強化加算（I）	22 円／日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上である場合
サービス提供体制強化加算（II）	18 円／日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 60%以上の場合
サービス提供体制強化加算（III）	6 円／日	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が 50%以上又は看護・介護職員のうち常勤職員の割合が 75%以上又は勤続 7 年以上の職員が 30%以上である場合

【3】 必要に応じ、以下のサービスが提供された場合、下記の料金が加算されます。

(自己負担が 1 割負担の場合)

療養食加算（1 日につき 3 回を限度）	8 円／回	ご利用者の疾患治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合
送迎加算（片道）	184 円／回	送迎が必要と認められるご利用者に対してその居宅と当事業所間の送迎を行う場合
緊急短期入所受入加算	90 円／日	ご利用者やその家族の状況に合わせ、ケアプランにおいて利用計画のない緊急の受け入れを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日	居宅で生活を送るご利用者が認知症の症状や行動があり、緊急に当事業所を利用する必要があると医師が判断した場合であって、介護支援専門員と連携しご利用者又はその家族の同意を得たうえで利用をした場合
若年性認知症利用者受入加算	120 円／日	若年性認知症利用者の利用にあたり個別に担当を定め、そのご利用者に応じたサービスの提供を行った場合
在宅中重度者受入加算（上限）	413 円／日	訪問看護サービスを利用している居宅で療養又は生活を送るご利用者が当事業所を利用中にその訪問看護事業所による健康上の管理などが行われた場合

【4】 介護職員などの処遇を改善する為に賃金改善や資質向上の取り組みを行う事業所の場合【1】、

【2】、【3】の合計額に下記の割合を乗じて得た額が加算されます。

介護職員等処遇改善加算（I）	【1】～【3】合計額の 1000 分の 140 に相当する額
介護職員等処遇改善加算（II）	【1】～【3】合計額の 1000 分の 136 に相当する額
介護職員等処遇改善加算（III）	【1】～【3】合計額の 1000 分の 113 に相当する額
介護職員等処遇改善加算（IV）	【1】～【3】合計額の 1000 分の 90 に相当する額

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①事業所が提供する食事（食材料費及び調理費）

・事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況及び、嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

朝食：8:00～9:00　昼食：12:00～13:00　夕食：17:30～18:30

料金：朝食 350 円、昼食 550 円（おやつ代含む）、夕食 550 円

※但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている食費の額が支払いの上限です。

②特別な食事（酒類を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③滞在費　利用料金：2,060 円・・・1 日あたり

※但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けられている方については、その認定証に記載されている滞在費の額が支払いの上限です。

④送迎　通常の送迎の実施地域は松山市（島嶼部を除く）、東温市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、伊予市ですが、通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行う場合は、通常の送迎の実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルごとに 50 円の送迎費用をご負担いただきます。

⑤理美容代　実費

⑥レクリエーション・クラブ活動　材料費等の実費

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑦複写物の交付

ご利用者又はそのご家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

コピーを希望される場合は1枚あたり 10 円をご負担いただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用　実費

ご利用者の希望する日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

例：歯ブラシ、タオル、ティッシュペーパー、化粧品

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※上記内容は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、現金でのお支払いの場合、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

引き落としの場合は、（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとの計算とし、ご請求しますので、利用期間翌月の 25 日にご利用者の指定の口座より、自動引き落としさせていただきます。なお、

25日が土日・祝日（金融機関休業日）の場合には翌営業日での引き落としとなります。

(4) 利用の中止、変更

- ①利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更をすることができます。この場合にはサービスの実施日前日の 17 時 30 分までに事業者に申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時 30 分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時 30 分までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

- ③サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- ④ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) サービス利用にあたっての留意事項

- ①事業所の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用してください。
- ②健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出てください。
- ③体調によっては、入浴等を中止する場合があります。

5. 緊急時における対応方法について

(1) 緊急時の対応

事業所は、現に (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、主治医、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3) 損害賠償について

事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、この限りではありません。

6. 非常災害対策について

- (1) 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、必要な訓練を年2回以上実施します。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、事業所の見やすい場所に掲示します。

7. 苦情の受付について

事業所ではご利用者及びその家族からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

- (1) 苦情解決責任者 管理者 松本 祐樹
- (2) 苦情受付担当者 生活相談員 野村 一平
- (3) 電話番号 (089) 968-1992
- (4) 受付時間 平日 8:30～17:30
- (5) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に電話等により連絡を取り、又は直接訪問するなどして詳しい事情を聞くとともに、担当職員に事情を確認します。

②苦情受付の報告・確認

担当者は収集した情報を整理し、状況に応じて関係職員を集め検討会議を行います。必要に応じて管理者も会議に参加します。

③苦情解決のための話し合い

検討の結果、迅速に具体的な対応をします。

④記録の保存

記録を鍵付き保管庫で、サービス完結の日から5年間保管し、再発を防ぐために役立てます。

(6) その他の苦情の申立先

事業所のほか、下記の機関にも苦情を申し立てることができます。

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 松山市持田町3丁目8番15号 電話番号 (089) 998-3477 受付時間 平日 9:00～12:00, 13:00～16:30
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話番号 (089) 968-8700 受付時間 平日 8:30～17:15
松山市役所介護保険課	所在地 松山市二番町4丁目7番地2 電話番号 (089) 948-6968 受付時間 平日 8:30～17:15

8. 個人情報の取り扱いについて（プライバシー保護に関する事項）

事業者は適正に個人情報を取り扱いいたします。別途「個人情報に関する同意書」に記載されている事項以外でご利用者やその家族の同意無しに個人情報を利用することはいたしません。

9. 第三者評価について

実施していません。

10. 身体拘束等について

事業者は、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、ご利用者又は他のご利用者、職員等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得えず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際のご利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

11. 虐待防止について

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（ご利用者の家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. その他

- (1) 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めます。
- (2) 事業者は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備します。ご利用者に対する短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

令和 年 月 日

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 愛媛県松山市志津川町 200 番地

事業者名 社会福祉法人みかん会

代表者氏名 理事長 宮 脇 敬

事業所名 特別養護老人ホームゆずの里

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

代筆者氏名

利用者との関係 ()